
後見制度支援預（貯）金 について



札幌家庭裁判所

後見制度支援預(貯)金とは何ですか？

後見制度支援預(貯)金とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として、成年後見人又は未成年後見人(以下「後見人」といいます。)が管理し、通常使用しない金銭を『後見制度支援預(貯)金口座』に預け入れる仕組みです。



通常の預貯金とは異なり、後見制度支援預(貯)金口座に関する取引(預入、払戻、口座解約等)をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とすることで、ご本人の財産を簡易・確実に保護することができます。また、財産管理の負担が軽減され、家庭裁判所の報告も容易になるメリットがあります。

【参考】

後見制度支援預(貯)金に類似する仕組みとして、「後見制度支援信託」という仕組みがあります。後見制度支援信託、後見制度支援預(貯)金いずれも、払戻等の取引をする際に、あらかじめ家庭裁判所の発行する指示書を必要とする点で変わりはありませんが、後見制度支援預(貯)金口座は、ご本人がこれまで利用してきた身近な金融機関(後見制度支援預(貯)金を取り扱っている地方銀行、信用金庫、JAバンク等)で開設することができるため、お近くに信託銀行がない方にとっても利用しやすくなっています。

後見制度支援預(貯)金を利用する上で費用はかかりますか？

各金融機関ごとに口座開設に必要な手数料は異なりますので、契約を希望する金融機関の商品概要をご確認ください。

なお、契約の締結に当たって、家庭裁判所が専門職後見人(弁護士や司法書士)の関与が必要と判断することがあります。専門職後見人は、原則として、契約が終了し関与の必要性がなくなれば辞任することになりますが、専門職後見人が契約締結に関与した場合には、専門職後見人に対する報酬が発生します。専門職後見人に対する報酬額は、家庭裁判所が専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等を考慮した上で決めます。

本人の毎月の収支が赤字なのですが、その場合はどうすればよいですか？

ご本人の定期的な収入よりも定期的な支出の方が多くなることが見込まれる場合には、後見制度支援預(貯)金口座から、必要な金額を定期的に送金されるようにすることができます。送金を受けられる頻度(月に1回、半年に1回、年に1回など)は金融機関によって異なりますので、契約を希望する金融機関の商品概要をご確認ください。

また、ご本人の収支状況の変動に応じて、定期的に送金される金額を変更することも可能ですので、変更を希望する場合には家庭裁判所にご相談ください。

後見制度支援預(貯)金を利用した後に、多額の支出が必要になり後見人が手元で管理する金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか？

家庭裁判所に①必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所に準備しています。）と、②その裏付け資料を提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容を確認し問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、その指示書を後見制度支援預(貯)金の契約をしている金融機関に提出し、後見制度支援預(貯)金口座から必要な金額の払戻しを受けてください。

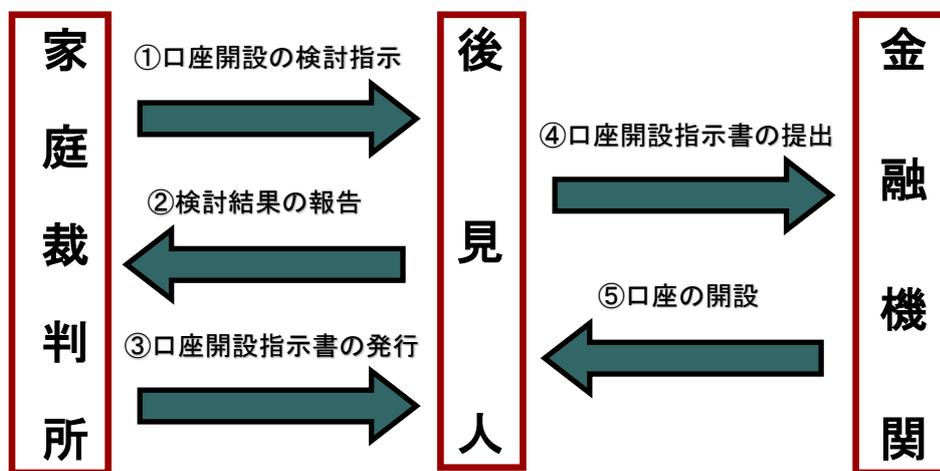
後見制度支援預(貯)金の利用に当たって、検討すべき事項はどのようなことですか？

それぞれの事案により異なりますが、一般的に、後見人は以下のような点を確認・検討して、その検討結果を家庭裁判所に報告する必要があります。

家庭裁判所は後見人の報告内容を確認し問題がなければ、後見制度支援預(貯)金の口座開設のための指示書を発行します。

- ① ご本人の財産額（預貯金や現金等）の確認
- ② ご本人の毎月の収入と支出の見込額の確認
- ③ ①、②を踏まえて、後見制度支援預(貯)金への預入額と後見人が手元で管理する預貯金額の設定
- ④ ご本人の収支が赤字の場合には、後見制度支援預(貯)金口座から後見人が管理する預貯金口座への定期送金額の設定
- ⑤ 後見制度支援預(貯)金口座を開設する（契約する）金融機関の選定

口座開設のイメージ



金融機関による商品の違いについて…

○ 利用できる金融機関が限られています

→ 別添の『金融機関一覧表』等をご確認ください。

○ 金融機関によって商品の内容が異なります

- ・ 未成年後見人事件では利用できない場合がある
- ・ 最低預入額が設定されている場合がある
- ・ 口座開設手数料が必要な場合がある
- ・ 追加の預入れに際して家庭裁判所の指示書が不要な場合がある

※ 商品の詳細については各金融機関にお問合せください。

